

ABL ニューズレター創刊にあたって



理事長 池田眞朗

ABL 協会が発足して約 5 年、ABL の普及、協会事業の価値向上を図るため自主的な事業活動を行い、経過いたしました。この間、会員各位の多大のご協力、ご支援により当協会は順調に発展してまいりました。各位に厚く御礼申し上げます。

現在、当協会は正会員（法人）53 社、特別会員（個人）17 名を擁し、ABL の普及・啓蒙を図るべく、当協会主催のシンポジウムを開催、有識者による基調講演やパネルディスカッションを通じ、ABL への理解を深め、制度改善へ向けた問題点を浮き彫りにする活動を行っております。

調査および研究活動では前年度より立ち上げた実務研究会、法制研究会にて、学者、実務家などの間で制度改善や法改正を視野に入れた活発な議論を展開し、また、経済産業省が実施する ABL に関わる調査研究や法務省法制審議会の民法（債権関係）などに必要に応じて参画、貢献しております。

情報発信・情報共有活動では HP により当協会の活動内容や協会会員の情報発信の場として運営しており、年 4 回程度の頻度で会員向け勉強会（解説会）を開催、協会会員相互の情報・ノウハウの共有を図っております。

しかしながら、活動が大都会中心となっているため、地域の会員にとっては参加の機会が少なく、会員相互のコミュニケーション不足が改善すべき課題となっております。

そこで、この度、会員各位の交流や情報交換の一助として、「ABL 協会ニューズレター」を年 4 回程度発行することにいたしました。これによって、会員間のコミュニケーションの充実を図っていただきたいと思います。

創刊号は格調の高い論考を掲載致しますが、今後は、経験談や感想等、身近で自由な内容で結構ですから、各位からの積極的な投稿を期待しております。ニューズレターの充実により、会員各位の連帯が確固としたものになることを願ってやみません。

平成 23 年 7 月 吉日

◇寄稿募集のご案内◇

ABL 協会ニューズレター創刊にあたり、運営委員会にて寄稿募集要項を構成いたしました。

ご寄稿に当たりましてはご確認賜りたくお願い申し上げます。なお、寄稿文は多数に及んだ場合は、整理のため、一旦募集を打ち切ることがございます。また紙面の制約等もあり、掲載の有無や掲載時期等につきましては確約致しかねますが、予めご了解の程お願い申し上げます。

1. 寄稿文 3000 文字まで（一原稿表裏一枚に収めます）
2. ご執筆いただきたいテーマ
 - (ア) ABL の取組事例
 - (イ) ABL への考察や意見
 - (ウ) 専門分野でのトピック紹介
 - (エ) その他 随筆（これまでの ABL または企業の資金調達にまつわる随想や旅行記、等）
3. 略歴 250文字前後
4. 写真 ご寄稿の掲載が決定した際に、著者のお写真をいただきますのでご了承下さい。
5. ワード仕様。但し、word2003 で開けるよう互換性を持った方法でのセーブをお願い致します。
（word2007でご執筆の場合、文書保存の際に「word 97-2003 文書（9）」を選択して保存をお願いします。）
6. ご入稿はメールでお願いします。 (abl-office@abl-j.jp)
なお、ご入稿時には、必ず、所属名、連絡先も添付の上、ご入稿下さい。
7. 他研究団体の紹介や自社のビジネスのプレゼンテーション、第三者へのご執筆依頼はお控え下さい。
当会との区別がつきにくいと判断した場合は、掲載をお断りさせていただきますことを予めご了承下さい。

以上

「ABL はこれからも有効か」

小野 隆一



トollerグループホールディングス株式会社 代表取締役社長

経済産業省による平成22年度のABLに関するアンケート調査によれば、平成21年度中に実施されたABLは実行額ベースでは2,746億円で前年度実績比3%減となった。また、平成22年3月末時点での残高は4,608億円で前年同月比4%増にとどまった。ここ数年、わが国のABL市場は順調にその規模を拡大してきたが、平成21年度はほぼ横ばいの結果となった。¹

本アンケート調査結果の意味するところは、わが国のABL市場が既に成長の限界に達したということであろうか。現時点のABLの市場規模を把握することは難しいが、この1年を振り返ってみると、金融円滑化法の期限延長、緊急保証制度の全額保証継続などの要因から、動産や債権の担保取得が前提となるABLの取組みは以前よりも減少していることが予想される。加えて、平成22年中は、春から夏にかけて宮崎県南部で口蹄疫が広まり、感染した肥育牛の殺処分により担保自体が滅失もしくは大幅に減少する事態が発生、さらに本年3月11日の東日本大震災では津波により担保の在庫やその保管場所である倉庫が滅失する事態も発生しており、平成23年度はABLの市場規模が縮小する要因が増える状況にあると言わざるを得ない。このように、わが国のABLにとっては金融円滑化法をはじめとする金融環境の変化に加え、自然災害や家畜伝染病等のいわゆるイベントリスクの発生により、残念ながら負のスパイラルが続いている。しかしながら、それはABLがもはや有効な融資手法ではないということの意味するのだろうか。これまで、8年に亘りABLの普及に取り組んできた筆者もこの1年余りは、何度となく「わが国のABLはこれからも拡大するだろうか」、「ABLは本当

に有効なのか」と自問自答を繰り返している。

その答えを探るためにも、ABLとはどのような融資手法か、その有効性とは何かを改めて考えてみたい。ABLとは、借り手企業のキャッシュフローの源泉である「売掛金や在庫などの流動性の高い事業収益資産の価値によりその企業の信用リスクを補完して行う貸出」²である。その実務においては、融資の入口および期中のモニタリングにおいて貸し手の金融機関が借り手となる企業の事業内容（商流）や在庫等の保有資産について深く理解できる仕組みとなっている。貸し手はモニタリングにより借り手の在庫等の内容を把握できるため、担保対象物の急激な減少や借り手の財務状況の大幅な変化の兆候を事前に察知可能となる点が従来の融資手法と大きく異なる特徴である。このような特徴をもつABLの有効性とは、端的に言えば、ABLがそもそも企業の事業価値を見極めて融資を行うという点において、まさに“原点回帰の融資手法”であり、単に企業の保有する在庫等の資産価値に依拠した債権保全機能のみならず、借り手の実態把握を行う機能を有していることにある。

このABLは、ここ数年、リレバンの推進や地域活性化の具体的なツールとして全国レベルで活用が進んだ。地域銀行では、地元の特産品等を担保活用し、地場企業の運転資金需要に応える動きが広がった。また、金融円滑化法の期限延長で各金融機関は一層のコンサルティング機能の発揮を求められ、ABLの有効性が再認識されている。一方で、冒頭で述べたとおり、ABLの市場規模は全体として横ばい傾向にあり、さらには自然災害や家畜伝染病等のイベントリスクの発生によりわが国のABLは試練を受けてい

¹経済産業省「平成22年度産業金融システムの構築及び整備に係る調査委託事業 銀行セクターのビジネスモデルに関する調査研究」のアンケート調査結果より。平成23年度のアンケート調査の過程で明らかになった数値も反映。

²金融財政事情研究会「アセット・ベースト・レンディングの理論と実務」P.28～30 参照。

る。かかる状況下、筆者は 2011 年 4 月 25 日の週刊金融財政事情で「地震、口蹄疫…ABL におけるイベントリスク対応」と題する小論を寄稿し、ABL に関する負のスパイラルを断ち切り、借り手を支援するために、ABL の手法をどのように整理し、活用すべきかについて提言を行った。³ その中で、イベントリスクに直面する中でも、ABL は有効であることを次のように説明した。「(ABL は) 実務においては、融資の入口および期中のモニタリングにおいて金融機関が借り手企業の事業内容(商流)や在庫等の保有資産について深く理解できる仕組みとなっている。このような特徴から、被災企業が ABL の利用者であれば、その取引金融機関は当該企業との緊密なリレーションに基づき、事業の継続と再建に向けた具体的な提案および助言を被災後の早い段階から実施できる可能性もある。その際、金融機関の手もとに残る過去の在庫評価やモニタリングで使用された資料等が検討資料となりうる。また、被災企業が保険証券を紛失した際、金融機関の手もとに残る証券コピーによって保険金支払い請求を迅速に進められるという副次的なメリットもありうる。さらに、被災企業が ABL の利用者ではない場合でも、金融機関が新たに ABL を提供する、あるいはその管理手法を導入することにより、金融機関の“目利き”機能が補完され、当該企業の再建をバックアップすることが可能となる。」そのうえで、「それは、ABL が単に企業の保有する在庫等の資産価値にのみ依拠する融資手法ではなく、被災により企業の信用力が一時的に劣化した際も、当該企業の信用力を補完する機能を有しているからである。今回の大震災という未曾有の難局を乗り切るうえで、ABL の有効性を各金融機関が再認識し、その手法を積極的に活用することを期待したい。」と結んだ。

言うまでもなく、地震などの自然災害の発生や口蹄疫などの家畜伝染病の感染拡大は、企業を取り巻く事業環境に重大な変化をもたらす。さらに、そうしたイベントリスクの発生という有事に限らず、平時においても、わが国の企業は規模の大小を問わず、加速化する国内の、あるいはグローバルな環境変化に日々さらされている。このような状況下において、貸し手は従来のリレバ的な発想に基づく顧客管理だけで、借り手の絶えず変化する実態を捉え、与信リスクをコントロールできるだろうか。つまり、予ねてから指摘されている貸し手と借り手の間に存在する情報

の非対称性が近年ますます拡大しつつある中、それを緩和するために貸し手はこれまで以上に借り手の状況をタイムリーかつ適確に把握することが求められている。貸し手にとっては、今こそ従来型の与信管理手法を見直し、その機能強化あるいは高度化を図る時なのではないだろうか。このような時代の要請がまさに ABL の手法を求めていると筆者は確信している。今後、緊急保証制度が終了し、金融円滑化法の期限も到来すれば、貸し手は改めて借り手に対する与信管理の強化を求められることになる。その中で、ABL の手法の有効性が再認識されることは確実である。様々な環境変化にさらされる借り手の実態を把握し、与信管理を可能とする ABL の機能に着目し、その積極的な活用を進めることこそが、わが国における ABL 普及の鍵となるのではないだろうか。

以上を踏まえれば、ABL の足元の業界環境を過度に悲観する必要はない。貸し手、借り手ともに ABL の意義と有効性をしっかりと認識し、その機能をわが国の企業金融の機能強化・高度化に活用していくことにより、必ずやわが国の ABL 市場は活性化するであろう。弊社もこうした認識を新たにするとともに、日々のサービス提供および当協会の活動への参画等を通じて、わが国の ABL 業界の発展に微力ながら貢献していきたい。

◇略歴◇

小野 隆一 (おの りゅういち)

87 年慶應義塾大学経済学部卒業。同年、第一勧業銀行(現みずほ FG) 入行。94 年米国上場ファイナンス会社 CIT へ出向。99 年 GE キャピタル・コマーシャルファイナンスへ入社。00 年 GE キャピタルが福銀リースの株式の 95% を取得、代表取締役 COO に就任。03 年 4 月トゥルーバ社を設立、代表取締役社長。06 年 3 月まで経済産業省 ABL 研究会委員。07 年 6 月から ABL 協会理事。著書に『アセット・ベースト・レンディング入門』(共著、金融財政事情研究会)、『債権・動産担保実務』(共著、金融財政事情研究会)、『アセット・ベースト・レンディングの理論と実務』(共著、金融財政事情研究会) 等がある。

³ 2011 年 4 月 25 日「週刊金融財政事情」P.26~29 参照。一部本稿で抜粋。

動産担保権の制度化と課題

弁護士 河野 玄逸

民法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、法制審議会・民法（債権関係）部会において審議が進められている債権法の改正問題について、2011年5月、大部200頁近い「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」及び500頁近い「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」が法務省ホームページにおいて公表され、6月1日からパブリックコメントに付された。

民法（債権関係）部会の審議に少なからず影響を与えたと思われる民法学者有志の先行的な知的成果物である「債権法改正の基本方針」（別冊NBL126号、2009）では、近時国際的な潮流になりつつあるといわれるソフト・ロー（契約法準則）や、最近我が国が受け入れた国際動産取引に関する条約法規範等と、一定の整合性を有すると考えられる大胆な立法提案が、大量かつ系統立って提示されていたが、公表された中間論点整理及び補足説明を見る限り、実務法曹界や財界、中小企業団体、労働・消費者団体、行政等の多様な実務関係者から構成される部会においては、係る学理的提案の制度化（規範としての固定化）に対し、様々な視点からの実務的懸念が示されたようである。

一例を挙げれば、ほとんど問題がなさそうに思われる「契約自由の原則」の明文化についても、「契約自由の原則を規定するだけでは、契約内容等を当事者が自由に決められるという側面だけが過度に強調されるおそれがあること、消費者などの弱者を保護する観点から契約自由には一定の制約があること、憲法第29条第2項は財産権の内容は公共の福祉に適合するように定めると規定していること、契約自由の原則は当然の前提となっており、民法にはむしろこれに対する制約があることを

規定しておく方が重要であることなど」（補足説明176頁）が指摘されたとされ、また、契約の解釈に関する基本的な原則を民法に規定すべきであるという考え方に対しても、「この原則を定めることが、解釈に当たって検討すべき事項を固定させたり、明確な順序を付けたりすることにならないようにすべきであるとの意見」「規定を設けるに当たって・・・事実認定の問題との関係を整理する必要があるとの意見」（補足説明447～448頁）等があったとされている。一般に広く受け入れられている不文法やソフト・ローであっても、これを制度規範として顕在化・固定化する試みが容易ではないことが、改めて実感される場所である。

ところで、今回の民法改正作業では、物権法の見直しは、取りあえず対象とされていない。債務者企業の流動資産の担保価値に着目するABLに関していえば、債権法の債権譲渡制度に本籍を置く債権譲渡担保権は、重要な改正テーマの一であるが、物権法の所有権制度に本籍を置く動産譲渡担保権については、債権者非占有型の約定担保権制度化の可能性を含めて、議論らしい議論さえ見られないのが現状である。

（集合）動産を対象とするABLに取り組む金融実務としては、必然的に中期のスパンでは、①所有権移転という法的技法で物権法定主義の規制をクリアしつつ、②契約規範による自己拘束（担保目的外利用の禁止）を通じて包括担保・過剰担保リスクを回避するという、従来の裁判実務が許容する手法に依拠し続けることになるわけであるが、視点を変えて長期のスパンで考えた場合、抵当権制度のアナロジーとしての非占有型動産約定担保権の制度化が、将来現実に期待・展望できるのが、債権管理関係者の関心事となる。

この点、非占有型制限物権としての制度化は、所有権

者としての「物」内在リスクからの遮断や民事執行手続を利用した権利実行等、デスクワーク型の金融実務にとって、魅力的な側面が少なくないことは事実である。現に筆者も、3年ほど前に、動産担保権制度化に向けた問題提起をしたことがある〔拙稿「情報・システム化社会と民法規範」椿寿夫他編・法律時報増刊「民法改正を考える」（日本評論社、2008）11頁〕。その一方で、今回の債権法改正の中間論点整理を契機に想起されるのは、制度規範の固定化に伴う実務への影響・負荷という悩ましい側面であり、不文律の判例法に依拠した現状の柔軟な運用実務が失われるトレードオフの可能性についても、十分な目配りが必要となりそうである。

動産譲渡担保をめぐるのは、その実質面に着目して、担保権的整序を試みる学理の解釈論が展開される一方で、最高裁の裁判実務は、所有権移転と契約規律の組み合わせから踏み出さない謙抑的な姿勢を崩していないように見受けられる。集合動産譲渡担保権に基づく物上代位が肯定された最新の判例（最1小決平成22・12・2金法1917号102頁）でも、譲渡担保の固定化という学理上の議論を踏まえて一般論に踏み込んだ原審決定に対し、先行の物上代位肯定事例（最2小決平成11・5・17民集53巻5号863頁）の延長線での、やや事例判断的な説示にとどめられているのも、割り切った担保権的整序が運用実務に与える影響・負荷に目配りしたからではないかと忖度される。

債権法改正の論議では、判例理論の制度化（顕在化）を通じた「民法現代化」の学理的考慮と実務の戸惑い・懸念とのせめぎ合いが、しばらく続きそうであるが、強行法規である物権法の改正を伴う動産担保権の制度化には、なお大きな課題が待ち受けているように思われる。

◇略歴◇

河野玄逸(こうの げんいつ)

1973年東京大学法学部卒業,

1975年弁護士登録（東京弁護士会）

〔主な関与事件〕

再生事件監督委員（青木建設・日本振興銀行等）

更生事件管財人（くるまやラーメン・オリエンタル白石等）、破産事件管財人（環境建設・平成電電等）

主要著作は、河野法律事務所のホームページ

（<http://www.kono-law.jp>）参照